

公告

福岡県後期高齢者医療広域連合コールセンター運營業務委託について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和3年11月4日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 二 場 公 人

1 業務の概要

- (1) 業務名 福岡県後期高齢者医療広域連合コールセンター運營業務委託
- (2) 業務内容 コールセンター管理運営に係る業務
- (3) 業務期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間
- (4) 業務場所 福岡県自治会館4階 執務室

2 予算額

見積額の上限は144,705,000円（消費税額及び地方消費税額を含まない。）とする。

3 参加資格

1の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、業務提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 国税、都道府県税及び市（区）町村税を滞納していない者であること。
- (3) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者でないこと。
- (6) 公的医療保険制度（後期高齢者医療制度、国民健康保険、健康保険、公務員共済における短期給付制度等）について、電話受付、問合せ対応などのコールセンター業務を、過去5年以内において1年以上継続して受託した実績又は事業実績を有する者であること。
- (7) プライバシーマーク等の情報セキュリティ関連認証を取得している者であること、又は個人情報保護方針を定めている者であること。

4 選考方法

前に掲げる3の参加資格を満たしているプロポーザル参加事業者から提出された業務提案書等の書面審査及びヒアリングを行い、その内容を福岡県後期高齢者医療広域連合コールセンター運營業務プロポーザル審査委員会において評価し、候補者の選定を行う。

5 応募手続等

(1) 書類の提出先及び問合せ先

〒812-0044 福岡市博多区千代四丁目1番27号

福岡県後期高齢者医療広域連合 総務課 企画財政係 (担当 下田)

電話 092-651-3110 ファクシミリ 092-651-3120

電子メールアドレス kikakuzaisei@fukuoka-kouki.jp

(2) 募集要領等の入手方法

募集要領、仕様書等の資料・様式の入手方法については、次のとおりとする。

① 入手場所

福岡県後期高齢者医療広域連合ホームページ (<http://www.fukuoka-kouki.jp>) からダウンロード

② ホームページでの公開日

令和3年11月4日(木)から

(3) 募集要領等に対する質問及び回答

① 質問方法

質問書(様式は募集要領に添付)を添付した電子メールで行い、着信確認の電話連絡を行うこと。

② 質問期限

令和3年11月4日(木)から令和3年11月24日(水)午後5時15分まで

③ 回答方法

令和3年11月26日(金)までに随時広域連合ホームページに掲載する。

(4) 業務提案書等の提出

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる書類を提出すること。

① 提出書類 別添、募集要領6に記載

② 提出場所 前に掲げる5(1)に同じ。

③ 提出方法及び期限

ア 提出方法 持参又は郵送による。受取り日時及び配達されたことが証明できる方法による。

イ 提出期間 令和3年12月9日(木)から令和3年12月28日(木)午後5時15分(郵送の場合は消印有効)まで。

(5) 業務提案に係るヒアリング

実施日 令和4年1月12日(水)予定

(応募者が多数の場合は、別途実施日を設ける場合がある。)

(6) 審査結果通知

プロポーザルに参加した全ての者に対し、審査結果を通知する。

(7) 失格となる場合

業務提案書が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。なお、失格となった者には、別途通知する。

① 参加申込書、業務提案書等の提出方法、提出先、提出機関等に適合しない場合。

② 提出書類に虚偽の記載があった場合。

③ 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合。

④ プロポーザルへの参加資格要件を満たしていない場合又は満たすことができなくなった場合。

⑤ 審査委員、広域連合職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。

⑥ ヒアリングに出席しなかった場合。ただし、交通機関の事故等やむを得ない理由で出席できなかつた場合。

った場合を除く。

- ⑦ 提示した上限額を超える価格で業務提案見積書を提出した場合。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員であること、又は、それらの者と密接な関係を有する者であることが判明した場合。

6 その他

詳細は、募集要領、仕様書によるため、参加希望者は必ず確認すること。